

入 札 説 明 書

令和 8 年 10 月 28 日

入札執行者
農林水産部
森林資源造成課長

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）秋田県財務規則（昭和 39 年規則第 4 号。以下「財務規則」という。）に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、秋田県が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 森造 R 8－1
- (2) 売払物品の名称及び数量
秋田県有林クレジット： 388 t-CO2（全量一括での販売）
- (3) 売払物品の仕様及び内訳
プロジェクト番号： JVR0050
プロジェクト概要：秋田県県有林 J-VER プロジェクト
認証制度： J-VER 制度（国が認証した温室効果ガス排出削減・吸収量）
- (4) 履行期間（引渡時期）
落札後、契約を締結し、売払代金の全額納付を確認した日から 10 日以内に、J-クレジット登録システムにおける保有口座間の移転手続を完了するものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 各種法令に違反している事業者、団体等でないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 6 条に規定する暴力団員または暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。

- (5) 不利益処分に先立つ行政指導に対し、法令違反を是正する意思が認められない事業者、団体等でないこと。
- (6) 営業停止その他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分を受けている事業者、団体等でないこと。
- (7) その他本入札の適正な実施に支障をきたすおそれのある事業者、団体等でないこと。
- (8) 次の要件のいずれかに該当すること
 - ① J-クレジット制度において認められた用途（温対法の調整後排出量報告及び調整後排出係数の報告並びにカーボン・オフセット等）に利用する者
 - ② 県有林クレジットを購入し、当該クレジットを最終的に利用する者に転売する者
 - ③ 「J-クレジット登録システム」にクレジットを譲り受けるための口座を保有していること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ①入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3か月以内に発行されたもので写しでも可）
- ③誓約書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和8年10月28日（水）から令和8年11月16日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1項第1号に規定する県の休日を除く。

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出の方法

- ①郵便等による送付、持参又は電子メールにより提出すること。
- ②郵便による場合は、書留にて令和8年11月16日（月）午後5時までに（5）に定める場所に必ず到着させること。
- ③電子メールで提出する場合は、PDF ファイルにより提出するものとし、着信を確認すること。

(5) 申請書等の提出先

①郵送または持参の場合

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

秋田県農林水産部森林資源造成課 調整・森林資源計画チーム

②電子メールの提出の場合

メールアドレス：morizo@pref.akita.lg.jp

- (6) 審査を行い、当該入札参加資格がないと認めたときは、審査結果を申請者に通知する。
- (7) 提出された確認資料は返却しない。なお、確認資料を公表し、また無断で使用しない。
確認資料の作成に要する費用は提出者の負担とする。

4 入札及び開札の場所

- (1) 令和8年11月26日（木）午前10時
秋田県庁 本庁舎 地下1階 財産活用課入札室
- (2) 入札書の様式
別添入札書の様式とする。
- (3) 入札書封筒の記載事項
入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に入札者の法人名等、開札日並びに入札番号を記載のうえ、提出すること。
- (4) 入札書の提出方法
原則として直接提出するものとし、やむを得ない場合は郵送によることができる。郵送による場合は二重封筒で、表封筒に「入札書在中」の旨を表記し、中封筒には上記（3）の内容を記載すること。なお、入札執行者あて親展とし、配達証明書付郵便書留により（5）に掲げる日時までに到着すること。
- (5) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
令和8年11月25日（水）午後5時まで
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1
秋田県農林水産部森林資源造成課 調整・森林資源計画チーム

5 開札の方法等

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が出席のもと行うものとする。
なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を要する。
- (2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- (3) 財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (5) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。

(6) 入札は原則1回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の高い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。

(7) 開札に立ち会う場所に持参するもの

- ① 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
- ② 再度の入札に使用する印鑑（印影の変化する印鑑を除く）
- ③ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）

(8) 入札書に記載する金額

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) その他

入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- ① 入札者は、見積もった入札金額の100分の5以上の金額を入札までに納付しなければならない。ただし、財務規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- ② 郵便の方法により納付する場合は、「入札保証金在中」の旨を表記した封筒に封入し、落札しない場合の返送に要する料金を添え、配達証明書付郵便書留により4（2）に掲げる日時までに到着すること。
- ③ 入札の開始前に、森林資源造成課立ち会いのもと手続きを行い、開札終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。
- ④ 前項のただし書の規定にかかわらず、落札者の入札保証金は、落札者の申し出により契約保証金に充当する。
- ⑤ 入札保証金には利子を付さない。

(2) 契約保証金

- ① 落札者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。

ただし、財務規則第177条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- ② 契約保証金は、契約の相手方の売払い代金の納入があったときに還付する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、契約の相手方の申し出により当該契約保証金を売払い代金に充当することができる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

- ① 入札保証金については、次のア又はイの書類を令和8年11月16日（月）午後5時までに提出し、審査の結果、免除と認められた者。

なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。その結果、免除と認められなかった場合は、森林資源造成課より通知を発出するものとする。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類および規模をほぼ同じくする契約を2件以上にわたって締結、履行したことを確認できる書類（契約書又は支払通知書の写し等）

- ② 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し免除適当と認められた者又は上記イの書類審査の結果、入札保証金を免除適当と認められた者

③ 審査資料等提出先

ア 郵送または持参の場合

秋田県秋田市山王四丁目1-1

秋田県農林水産部森林資源造成課 調整・森林資源計画チーム

イ 電子メールの提出の場合

メールアドレス：morizo@pref.akita.lg.jp

7 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え、及び撤回はできない。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付させる場合、入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の物件について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の物件について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 郵便による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の価格で入札した者のうち、入札価格が最も高い者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (2) 5(6)で定める入札執行回数を行ってもなお、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最も入札価格の高い者と、随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (5) 「8 入札の無効」に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することはできない。

10 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

秋田県農林水産部 森林資源造成課職員

11 契約の締結及び売払代金の納付

- (1) 落札者は、契約書等に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。
- (3) 売払代金は、契約締結の日から20日以内に秋田県指定金融機関へ納付すること。
- (4) 落札者が契約を締結しないときは、納付した契約保証金は秋田県に帰属します。なお、契約保証金の免除を認められた者は、違約金として落札額(税込み)の100分の5に相当する金額を徴収する。

12 その他必要な事項

- (1) 使用言語及び通貨
入札手続き及び契約において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限ります。
- (2) 問い合わせ先
照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県農林水産部森林資源造成課（調整・森林資源計画チーム）

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号（秋田県庁本庁舎4階）

メール：morizo@pref.akita.lg.jp

電 話 018-860-1919

FAX 018-860-3828